

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、令和元年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 437,111 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,478,651 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	220,523			8,735	30,541	181,247
社会福祉事業	27,198				3,922	23,276
障害者福祉事業	42,837				6,177	36,660
老人福祉事業	100,183			8,735	13,188	78,260
児童福祉事業	50,305				7,254	43,051
社会保険	1,699,568	277,021			205,134	1,217,413
介護保険事業	811,488	40,316			111,204	659,968
後期高齢者運営事業	604,200	117,968			70,116	416,116
国民健康保険事業	283,880	118,737			23,814	141,329
保健衛生	1,558,560	96,025	27,900	37,754	201,436	1,195,445
疾病対策予防事業	130,794	1,792		34,256	13,663	81,083
母子保健事業	14,713	516		180	2,022	11,995
医療に係る施策	1,413,053	93,717	27,900	3,318	185,751	1,102,367
合 計	3,478,651	373,046	27,900	46,489	437,111	2,594,105